

第4期栗東市障がい福祉計画

平成27年度～平成29年度

平成27年3月

栗東市

～ はじめに ～

平成 18 年 10 月に「障害者自立支援法」が平成 25 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、そして平成 28 年 4 月から新たに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。

こうした社会的変化を踏まえて、第 3 期栗東市障がい福祉計画における現状把握や地域課題を踏まえ、障がいのある人のニーズを勘案し、障がい福祉サービスの目標値と必要なサービス見込み量を確保するための方策として、平成 27 年度から平成 29 年度までの「第 4 期栗東市障がい福祉計画」を策定いたしました。

「第 2 期栗東市障がい者基本計画」の理念に基づき、「一人ひとりの個性が尊重されみんながともに支えあう 共生社会の実現」を目標として、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちをめざします。そのために「障がいのある人の自立を実現する」「障がいのある人が生きがいを実感できる」「ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する」の基本方針を具現化できるよう、障がいのある人の自立と社会参加を促進するまちづくりに取り組み、安心して暮らしていける社会の実現をめざしてまいります。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました栗東市障がい者基本計画・栗東市障がい福祉計画策定委員の皆様をはじめ、ご意見をいただきました関係者・関係団体の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

栗東市長 野村昌弘

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題	5
1 障がいのある人の推移	5
(1) 人口の推移	5
(2) 障がいのある人の推移	6
2 障がいのある人の社会参加の状況	10
(1) 教育環境	10
(2) 就業状況	14
3 障がいのある人の生活支援の状況	17
(1) 公的サービスの現状	17
(2) 人的資源の現状	21
4 第3期計画の障がい福祉サービスの実績	22
(1) 訪問系サービス	22
(2) 日中活動系サービス	23
(3) 居住系サービス	25
(4) 相談支援	25
(5) 地域生活支援事業	26
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 基本理念	30
2 基本方針	31

第4章 サービス見込み量と確保のための方策	32
1 平成29年度の障がい福祉サービスの整備目標	32
(1) 地域生活に移行する福祉施設入所者数	32
(2) 地域生活支援拠点等の整備	33
(3) 一般就労に移行する福祉施設利用者数	33
(4) 就労移行支援事業の利用者数	34
2 障がい福祉サービス等の見込み量	35
(1) 訪問系サービス	35
(2) 日中活動系サービス	36
(3) 居住系サービス	39
(4) 相談支援	40
3 地域生活支援事業の見込み量	41
(1) 相談支援事業	41
(2) 意思疎通支援事業	42
(3) 日常生活用具給付事業	42
(4) 手話奉仕員養成・研修事業	43
(5) 移動支援事業	43
(6) 地域活動支援センター機能強化事業	44
(7) 理解促進研修・啓発事業	44
(8) 自発的活動支援事業	45
(9) その他のサービス	45
4 障がい児支援サービスの見込み量	46
(1) 障がい児通所支援サービス	46
(2) 障がい児相談支援	47
第5章 計画の推進	48
1 計画の推進体制	48
参考資料	49
栗東市障がい者基本計画及び栗東市障がい福祉計画策定委員会設置要綱	49
栗東市障がい者基本計画及び栗東市障がい福祉計画策定委員会委員名簿	51
策定経過	52
用語解説	53

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「障がい福祉計画」は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス[※]等の提供体制が確保されるように、障害者総合支援法[※]第 88 条に基づき策定を義務づけられた計画です。

本市では、計画的にサービス提供を推進していくために、必要なサービスの見込み量やこれを確保するための方策を定める平成 24 年度から平成 26 年度までの3年間を対象とした「第3期栗東市障がい福祉計画」（以下「第3期計画」という。）を策定しました。

この度、第3期計画の計画期間が平成 26 年度末で終了することに伴い、国の定める基本指針に示されている考え方等を踏まえつつ、障がい福祉サービス[※]等の利用実績や数値目標の進捗状況、アンケート調査結果等を分析・評価し、第3期計画の見直しを行い、平成 27 年度から平成 29 年度までの3年間を対象とした「第4期栗東市障がい福祉計画」（以下「第4期計画」という。）を策定します。

障害者総合支援法

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

（第3項以下省略）

2 計画の位置づけ

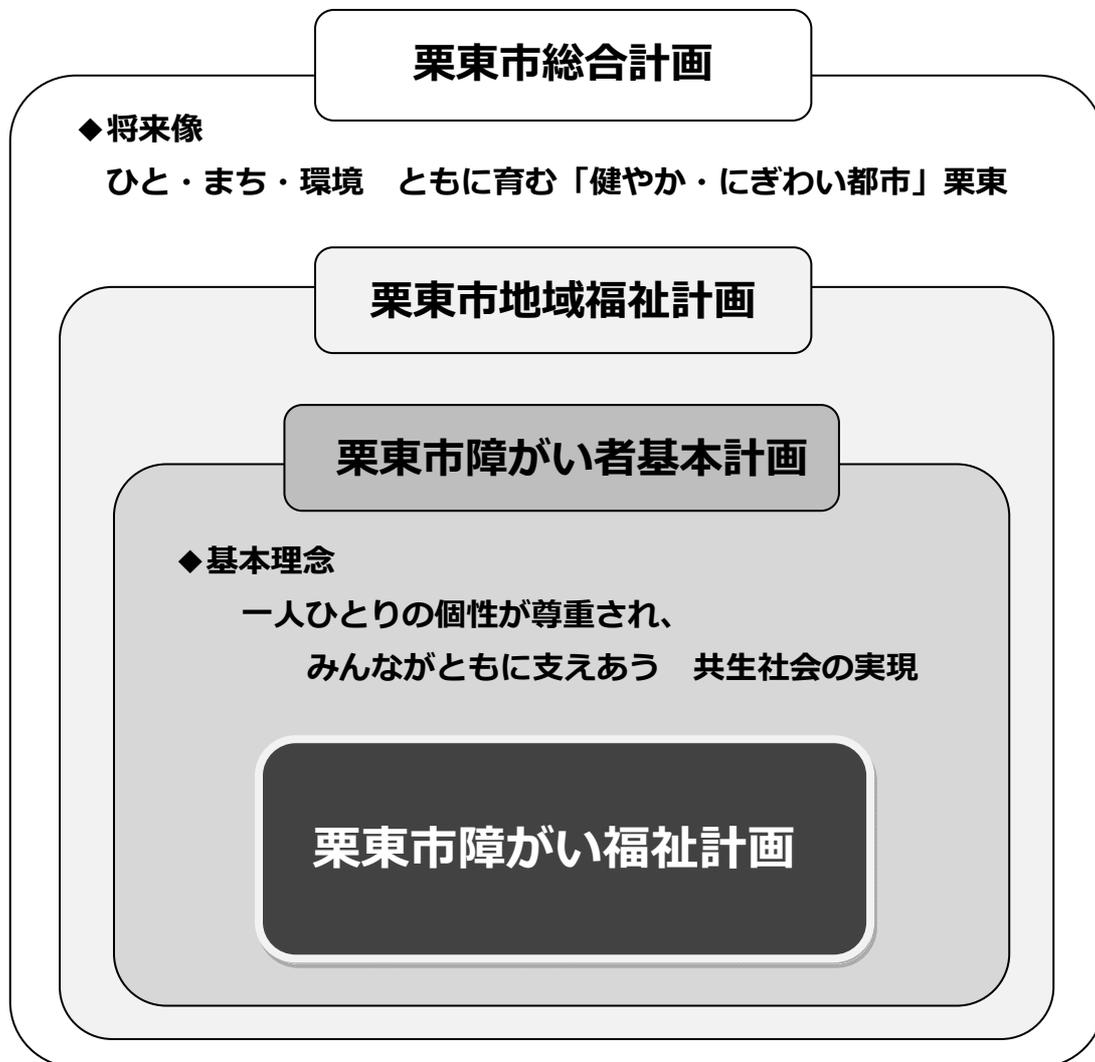
この計画は、障害者総合支援法※第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」の第 4 期計画として策定するものです。

計画の基本理念及び基本方針については、栗東市総合計画との調整を図りつつ「第 2 期栗東市障がい者基本計画」と共通のものとし、3 年を 1 期とした各年度における障がい福祉サービス※ごとに必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策を定めるものです。

■ 「障がい者基本計画」及び「障がい福祉計画」の概要

	障がい者基本計画	障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 同法第 9 条第 3 項に規定する「市町村障害者基本計画」として策定するものです	障害者総合支援法 同法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」の第 4 期計画として策定するものです
性格	○障がいのある人の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画 ○長期的な見通しに立って効果的な障がい者施策の展開を図る計画	○各年度における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業について、必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	○国の「障害者基本計画」及び「新・障害者福祉しがプラン」（平成 24 年 3 月）を基本とした、栗東市総合計画の部門計画	○障害者総合支援法第 87 条に規定される、厚生労働大臣が定める基本指針に即して策定される ○障がい者計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標

■本市計画との関連性

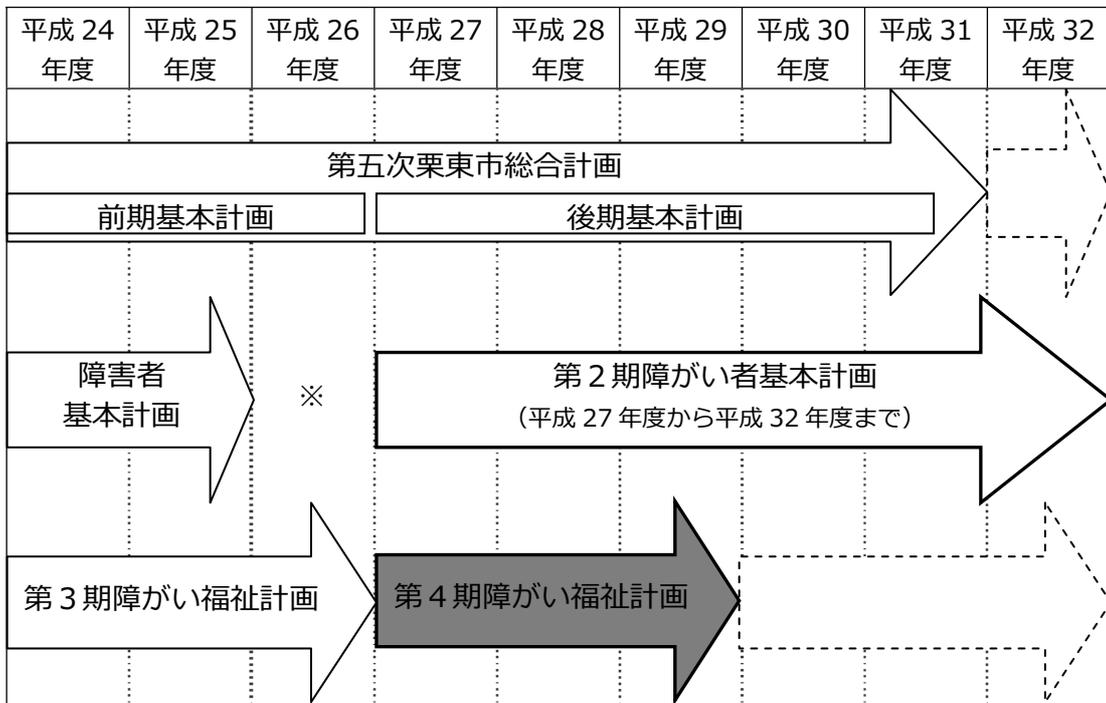


3 計画の期間

障がい福祉計画は、3年を1期として策定することとなっています。

第4期計画は、平成24年度から平成26年度までを計画期間とした第3期計画の見直しを行い、平成27年度から平成29年度までを計画期間として策定します。

ただし、計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。



※障がい者基本計画は平成25年度に計画期間が終了しているものの、第4期障がい福祉計画との整合を図るため、第2期障がい者基本計画の計画開始時期を平成27年度とし、計画期間を6年間としました。なお、平成26年度の障がい福祉に関する施策の実施については、第五次栗東市総合計画に盛り込まれている障がい福祉施策で運用しました。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1 障がいのある人の推移

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成26年9月30日現在66,993人となっており、増加傾向にあります。年齢別で見ると、65歳以上の増加が大きくなっています。

■年齢別人口の推移

(単位：人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
14歳未満	12,622	12,526	12,466	12,429
15～64歳	43,384	43,290	43,070	43,199
65歳以上	9,907	10,494	11,093	11,365
計	65,913	66,310	66,629	66,993

各年度3月31日現在、平成26年度は、9月30日現在
資料：住民基本台帳

(2) 障がいのある人の推移

① 身体障がいのある人

身体障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在 1,927 人となっており、微増の傾向にあります。年齢別で見ると、65 歳以上の増加が大きくなっています。障がい等級別で見ると、重度障がいのある人（1 級、2 級）が 45.2%となっています。

■ 年齢別身体障害者手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	58	56	54	69
18～64 歳	629	585	594	586
65 歳以上	1,183	1,203	1,236	1,272
計	1,870	1,844	1,884	1,927

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

■ 障がい等級別身体障害者手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	567	548	564	584
2 級	279	266	275	287
3 級	275	294	296	293
4 級	470	458	472	478
5 級	147	145	147	152
6 級	132	133	130	133
計	1,870	1,844	1,884	1,927

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

②知的障がいのある人

知的障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在で 456 人となっており、増加傾向にあります。年齢別で見ると、18～64 歳の増加が大きくなっています。判定別で見ると、重度障がいの人（A 判定）が 36.4%となっています。

■年齢別療育手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	148	166	167	155
18～64 歳	236	246	258	280
65 歳以上	11	13	14	21
計	395	425	439	456

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

■判定別療育手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A 判定	151	163	161	166
B 判定	244	262	278	290
計	395	425	439	456

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

③精神障がいのある人

精神障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在で 290 人となっており、増加傾向にあります。年齢別で見ると、18～64 歳の増加が大きくなっています。障がい等級別で見ると、中度障がいのある人（2 級）が 62.1% となっています。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	2	2	2	2
18～64 歳	199	216	231	243
65 歳以上	35	36	45	45
計	236	254	278	290

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

■障がい等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	18	22	24	25
2 級	147	158	173	180
3 級	71	74	81	85
計	236	254	278	290

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

④難病※患者

潰瘍性大腸炎が特に多く 82 人となっています。次いで、パーキンソン病関連疾患が 46 人となっています。

■特定疾患患者数

(単位：人)

病 名	患者数
重症筋無力症	11
全身性エリテマトーデス	28
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	16
特発性血小板減少性紫斑病	9
潰瘍性大腸炎	82
クローン病	17
パーキンソン病関連疾患	46
後縦靭帯骨化症	13
特発性拡張型（うっ血型）心筋症	17
網膜色素変性症	11
上記以外の疾患	108
計	358

平成 26 年 3 月 31 日現在
資料：草津保健所

⑤小児慢性特定疾患数

小児慢性特定疾患患者数は、平成 26 年 3 月末において 99 人となっており、内分泌疾患に次いで慢性心疾患の患者数が多くなっています。

2 障がいのある人の社会参加の状況

(1) 教育環境

① 小学校就学前の障がい児支援

本市においては、平成 22 年 4 月に発達支援室（現、子ども発達支援課）を設置し、発達障がい※のある（疑いを含む）子どもとその家族の支援を開始しました。また乳児期から学齢期までの子どもの発達支援に向けて、健康増進課、幼児課、学校教育課、子ども発達支援課が連動した母子保健・保育・教育・福祉システムを構築しました。現在、このシステムのなかで支援を受けている子どもは、次ページの通りとなっています。

なお、自立支援給付対象事業の「たんぼぼ教室」の利用者数は以下の通りです。

■ 児童発達支援事業における通園児数の推移 (単位：人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
たんぼぼ教室	71	60	57

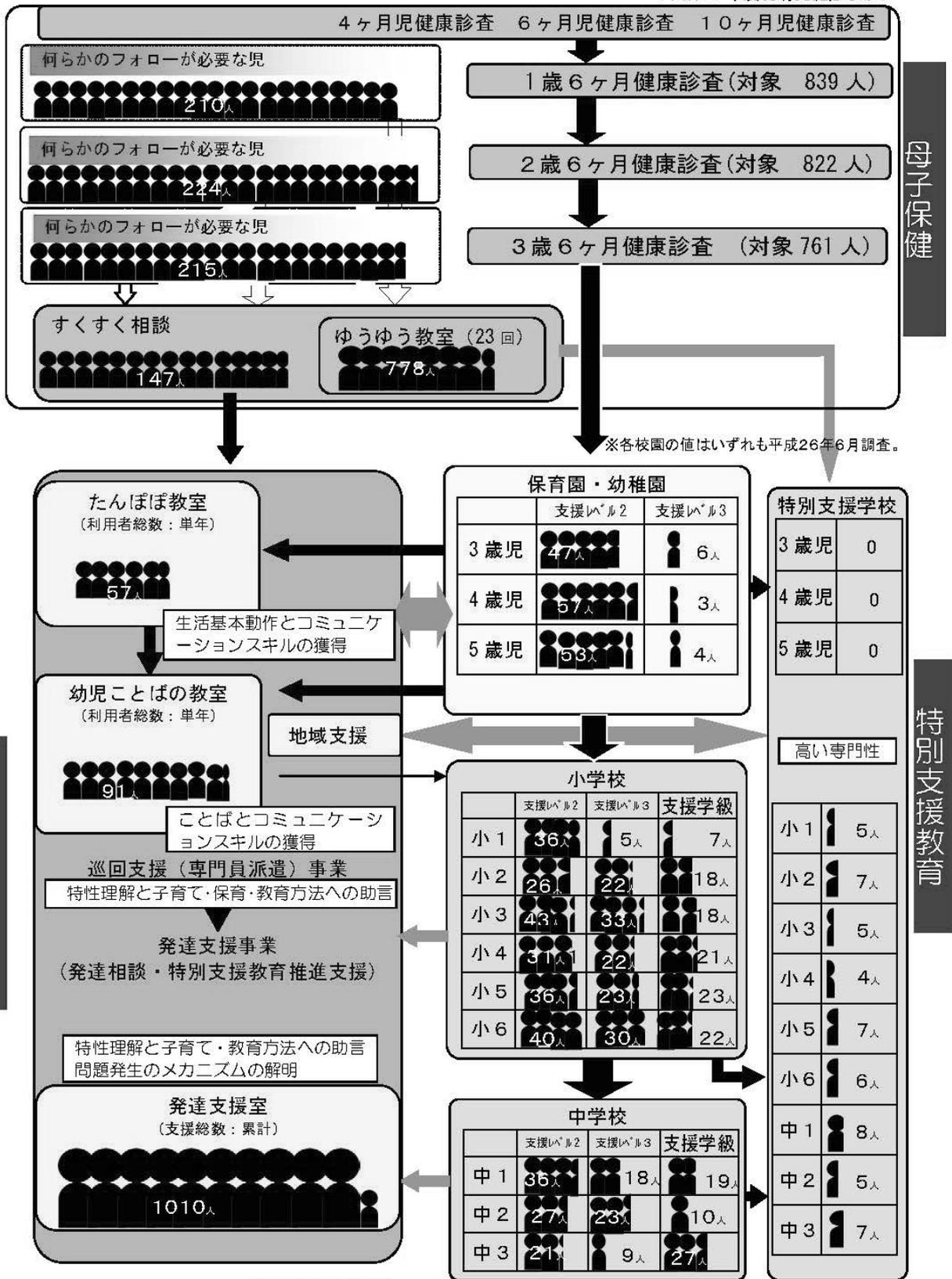
各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 10 月 1 日現在
資料：子ども発達支援課

※次ページの図中の「支援レベル」は、以下の分類区分の基準に基づいています。

	小中学校	保育園・幼稚園・幼児園
支援レベル 2	児童生徒の特性を理解し、個別の指導計画の作成及び適宜支援の継続が必要	幼児の特性を理解し、個別の指導計画の作成及び適宜支援の継続が必要
支援レベル 3	個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成、TT・個別指導・取り出し等、校内での支援や通級指導教室による支援等が必要	個別の指導計画の作成及び個別支援（1 対 1）の継続が必要

■支援対象者のフロー

(平成 25 年度乳幼児健診状況)



②小学校・中学校の特別支援学級※

特別支援学級※在学者数は平成26年度現在165人となっています。障がい別には、知的障がいのある人が多く、64.2%を占めています。

また、通級指導教室における児童生徒は、平成26年度現在65人となっています。

■児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級※の在学状況 (単位：人)

区分	在学者数									計
	小学校						中学校			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障がい	4	12	8	13	12	15	11	8	23	106
情緒障がい	2	4	4	5	8	5	8	2	3	41
肢体不自由	0	1	3	1	1	0	0	0	0	6
視覚障がい	1	0	0	1	0	1	0	0	0	3
難聴	0	0	1	0	2	0	0	0	1	4
身体虚弱	0	1	2	1	0	1	0	0	0	5
計	7	18	18	21	23	22	19	10	27	165

平成26年9月1日現在
資料：学校教育課

■通級指導教室において指導を受けている児童生徒数の推移 (単位：人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学生	65	60	63
中学生	1	1	2
計	66	61	65

平成26年9月1日現在
資料：学校教育課

③特別支援学校※

在学者数は平成 26 年度現在 99 人で増加傾向にあります。学部別には、幼稚部 0 人、小学部 35 人、中学部 23 人、高等部 41 人となっています。

■特別支援学校※の在学者数の推移

(単位：人)

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
県立聾話学校	幼稚部	1	0	0
	小学部	4	4	2
	中学部	1	0	2
	高等部	3	3	1
県立盲学校	幼稚部	0	0	0
	小学部	0	0	0
	中学部	0	1	0
	高等部	0	1	0
県立草津養護学校	小学部	3	0	0
	中学部	6	9	7
	高等部	6	3	4
県立野洲養護学校	小学部	25	31	33
	中学部	9	9	10
	高等部	19	18	18
その他(長浜高等・甲南高等・三雲・滋賀大付属養護特別支援学校)	小学部	1	2	0
	中学部	4	5	4
	高等部	11	14	18
幼稚部計		1	0	0
小学部計		33	37	35
中学部計		20	24	23
高等部計		39	39	41
総合計		93	100	99

各年度3月31日現在、平成26年度は9月1日現在
資料：各学校

(2) 就業状況

公共職業安定所に登録している障がいのある人は、2,257 人であり、そのうち、身体障がいのある人が 49.8%、知的障がいのある人が 27.1%、精神障がいのある人が 23.1%となっています。

滋賀県の障がいのある人の実雇用率は横ばいで推移しており、平成 25 年度では 1.81%となっています。法定雇用率達成企業の割合は 51.8%となっています。

公共職業安定所の新規求職申込件数は、平成 23 年度から平成 24 年度においては 96 件増加しましたが、平成 25 年度にかけては 9 件減少しました。

■公共職業安定所に登録している障がいのある人の状況（草津所管内）

区分		登録者数							
		登録者数		有効求職者		就業者		保留中	
		人	%	人	%	人	%	人	%
身体障がいのある人	視覚	70	3.1	13	3.3	34	3.3	23	2.8
	聴覚・言語等	215	9.5	30	7.5	134	12.9	51	6.2
	上肢	247	10.9	44	11.1	127	12.2	76	9.3
	下肢	301	13.3	40	10.1	133	12.8	128	15.7
	体幹	49	2.2	5	1.3	18	1.7	26	3.2
	脳病変	11	0.5	1	0.3	6	0.6	4	0.5
	内部障がい	230	10.2	36	9.0	105	10.1	89	10.9
	小計	1,123	49.8	169	42.5	557	53.5	397	48.6
知的障がいのある人		612	27.1	83	20.9	346	33.2	183	22.4
精神障がいのある人		522	23.1	146	36.7	139	13.3	237	29.0
計		2,257		398		1,042		817	

平成 26 年 3 月 31 日現在
資料：草津公共職業安定所

■障がい者雇用の推移状況（滋賀県）

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
企業数（社）	629	631	735
（うち法定雇用率達成企業数）（社）	317	345	381
法定雇用率達成企業の割合（％）	50.4	54.7	51.8
基礎労働者数（人）	119,507	120,502.5	125,666
（うち障がいのある人の数）（人）	1,917.5	2,141	2,269.5
実雇用率（％）	1.6	1.78	1.81

各年度6月1日現在

資料：草津公共職業安定所

※企業は県内に本社があり、56人以上雇用している企業

■障がいのある人の新規求職申込数等（草津所管内）

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	知的 精神等	身体	知的 精神等	身体	知的 精神等	身体
新規求職申込数（件）	147	144	215	172	203	175
就職件数（件）	86	52	98	57	105	57
新規登録者数（人）	66	72	92	70	108	88
有効求職数（人）	2,369	2,376	2,160	1,697	2,615	1,855
就業中の者（人）	4,998	6,808	5,288	6,442	5,656	6,577
保留中の者（人）	3,427	4,327	4,378	4,554	4,830	4,657

各年度3月31日現在

資料：草津公共職業安定所

◎法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障がい者は、身体障がい者又は知的障がい者である（なお、精神障がい者は雇用義務の対象ではないが、精神障がい者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○民間企業……………	〔一般の民間企業…………… 1.8% （50人以上規模の企業） 特殊法人…………… 2.3% 〔労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人〕
○国、地方公共団体……………	2.3% （43.5人以上規模の機関）
○都道府県等の教育委員会……………	2.2% （45.5人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

※重度身体障がい者又は重度知的障がい者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとしてカウントされる。

※重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者並びに精神障がい者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

（平成25年4月施行）

3 障がいのある人の生活支援の状況

(1) 公的サービスの現状

①在宅生活支援サービス

(ア) 補装具の交付・修理

補装具の交付・修理は増減を繰り返しており、平成25年度で182人、平成26年度は7月末までに63人の利用がありました。

■補装具の交付・修理の利用推移

(単位：人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者延人数	185	203	182	63

各年度3月31日現在、平成26年度は、7月31日現在

資料：障がい福祉課

(イ) 心身障がい児・者紙おむつ助成制度

心身障がい児・者紙おむつ助成制度は、毎年利用者が微減傾向にあり、平成26年度は7月末までに38人の利用がありました。

■心身障がい児・者紙おむつ助成制度

(単位：人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象人数	50	48	45	38

各年度3月31日現在、平成26年度は、7月31日現在

資料：障がい福祉課

(ウ) 在宅重度障がい者住宅改造費助成制度

在宅重度障がい者住宅改造費助成制度は、毎年1～2件の利用があります。

■在宅重度障がい者住宅改造費助成制度

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用件数(件)	2	2	1	2
助成額(円)	146,500	700,000	75,000	535,500

各年度3月31日現在、平成26年度は、7月31日現在

資料：障がい福祉課

②保健・医療サービス

(ア) 自立支援医療（育成医療）の給付

自立支援医療（育成医療）受給者数は、平成 25 年度で 46 人、平成 26 年度は 7 月未までに 30 人の利用がありました。

■自立支援医療(育成医療)の給付

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
肢体不自由	11	8	13	10
視覚障がい	5	4	4	1
聴覚・平衡機能障がい	2	3	3	1
音声・言語機能障がい	16	12	17	8
じん臓障がい	1	0	0	0
その他内臓障がい	8	7	9	10

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在
資料：障がい福祉課

(イ) 自立支援医療（更生医療）の給付

自立支援医療（更生医療）受給者数は、増加傾向にあり、平成 25 年度で 233 人の利用がありました。

■自立支援医療(更生医療)の給付

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
肢体不自由	13	54	46	14
視覚障がい	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障がい	0	0	0	0
音声・言語機能障がい	4	3	3	2
じん臓障がい	133	143	144	93
その他内臓障がい	30	39	40	22

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、8 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

(ウ) 自立支援医療（精神通院）の給付

自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成 25 年度では 933 人の申請者がありました。

■自立支援医療(精神医療)の給付

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
申請者数	893	983	933	346

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在
資料：障がい福祉課

(エ) 重度心身障がい老人等医療費の助成

重度心身障がい老人等医療費の助成実績は、平成 25 年度では 522 人の受給者がありました。

■重度心身障がい者老人等医療費の助成

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受給者数（人）	669	654	522	526
年間受診件数（件）	15,360	14,612	13,418	6,731
1 人当り助成額（円）	76,608	71,864	77,920	39,127

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在
資料：保険年金課

(オ) 心身障がい者（児）医療費の助成

心身障がい者（児）医療費の助成実績は、平成 25 年度では 594 人の受給者がありました。

■重度心身障がい者老人等医療費の助成

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受給者数（人）	867	891	594	596
年間受診件数（件）	19,185	16,439	12,830	6,459
1 人当り助成額（円）	156,803	135,111	163,189	82,624

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在
資料：保険年金課

(カ) 福祉医療費の助成

福祉医療費の助成実績は、平成 25 年度では 8,796 人の受給者がありました。

■福祉医療費の助成

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受給者数 (人)	11,106	11,070	8,796	8,089
年間受診件数 (件)	172,890	151,992	125,372	63,049
1 人当り助成額 (円)	41,070	36,283	35,799	20,292

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在
資料：保険年金課

※子ども入院医療費助成は含まない

※平成 24 年 8 月から市単独事業の一部を廃止

(2) 人的資源の現状

①福祉関連専門職の状況

栗東市の正規職員における福祉関連の専門職の状況は、保健師が16人、社会福祉士が5人、心理判定員が3人、理学療法士が1人、栄養士が2人となっています。

■栗東市正規職員の福祉関連専門職の状況 (単位：人)

職種	人数	職種	人数
保健師	16	理学療法士	1
社会福祉士	5	栄養士	2
心理判定員	3		

平成26年10月1日現在
資料：障がい福祉課

②ボランティア団体等の状況

(ア) ボランティア団体

ボランティア登録者数は、平成26年度から大幅に増加しており、グループ登録、個人登録を合わせた登録人数は1,337人となっています。

■ボランティア登録団体・登録人数の推移

区分	グループ登録		個人登録	登録人数
	団体数(団体)	人数(人)	人数(人)	人数(人)
平成23年度	36	363	17	380
平成24年度	36	336	18	354
平成25年度	37	348	17	364
平成26年度	63	1,312	25	1,337

各年度3月31日現在、平成26年度は7月31日現在
資料：栗東市ボランティア市民活動センター

(イ) 民生委員児童委員、身体障がい者相談員[※]、知的障がい者相談員[※]

民生委員児童委員は155人、身体障がい者相談員[※]は10人、知的障がい者相談員[※]は5人となっています。

■民生委員児童委員、身体障がい者相談員[※]、知的障がい者相談員[※]の人数 (単位：人)

区分	民生委員児童委員	身体障がい者相談員	知的障がい者相談員
人数	155	10	5

平成26年9月30日現在
資料：障がい福祉課

4 第3期計画の障がい福祉サービスの実績

(1) 訪問系サービス

市の支給基準に基づきケアプランによりサービス提供しています。市内提供事業所も増加しており、提供体制はとれていますが、行動援護については、市内提供事業所がなく、提供体制が十分ではありません。

■訪問系サービスの計画と実績

区分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護・重度訪問介護 ・行動援護	24,343 時間	15,884 時間	26,708 時間	15,608 時間	29,073 時間	7,527 時間
	101 人	163 人	110 人	156 人	119 人	152 人
同行援護	464 時間	791 時間	464 時間	1,462 時間	464 時間	1,018.5 時間
	138 人	11 人	138 人	15 人	138 人	17 人

※各年度3月31日現在、平成26年度は9月30日現在

※年間延べ時間分、支給決定者数（実人数）

※同行援護については平成23年10月から新設されたサービス

資料：障がい福祉課

(2) 日中活動系サービス

(生活介護)

平成 25 年度には 250 人日ほど増加しており、平成 26 年 9 月末現在では 467 人の利用となっています。

(自立訓練※(生活訓練))

平成 25 年度には 300 人日ほど増加しており、平成 26 年 9 月末現在では 451 人の利用となっています。

(就労移行支援※)

平成 25 年度には、200 人日ほどの減少となっており、平成 26 年 9 月末現在では 1,124 人の利用となっています。

(就労継続支援※(A型))

事業所の増加に伴い、平成 25 年度には大幅に増加しており、平成 26 年 9 月末現在では 1,686 人の利用となっています。

(就労継続支援※(B型))

事業所の増加に伴い、平成 25 年度には大幅に増加しており、平成 26 年 9 月末現在では 14,054 人の利用となっています。

(療養介護)

療養介護については、平成 24 年度以降、年間 13 人日の利用となっています。

(児童デイサービス)

「たんぽぽ教室」では、ほぼ横ばいとなっており、平成 26 年 9 月末現在では 932 人の利用となっています。

(短期入所※)

緊急的な対応ができるように、希望者には事前申請によりサービスの支給決定をしています。

■日中活動系サービスの計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	15,678 人日	13,974 人日	16,848 人日	16,983 人日	18,018 人日	8,828 人日
	804 人 (67 人)	789 人 (74 人)	864 人 (72 人)	1,048 人 (76 人)	924 人 (77 人)	467 人 (76 人)
自立訓練 (機能訓練)	1,152 人日	248 人日	1,152 人日	305 人日	1,152 人日	276 人日
	72 人 (6 人)	16 人 (3 人)	72 人 (6 人)	28 人 (5 人)	72 人 (6 人)	15 人 (4 人)
自立訓練 (生活訓練)	512 人日	1,750 人日	640 人日	2,070 人日	768 人日	451 人日
	32 人 (4 人)	93 人 (11 人)	40 人 (5 人)	117 人 (13 人)	48 人 (6 人)	25 人 (8 人)
就労移行支援	3,424 人日	1,881 人日	3,424 人日	1,682 人日	3,424 人日	1,124 人日
	192 人 (16 人)	110 人 (18 人)	192 人 (16 人)	126 人 (16 人)	192 人 (16 人)	97 人 (17 人)
就労継続支援 (A型)	2,376 人日	2,304 人日	2,592 人日	3,199 人日	2,808 人日	1,686 人日
	132 人 (11 人)	126 人 (14 人)	144 人 (12 人)	178 人 (16 人)	156 人 (13 人)	94 人 (16 人)
就労継続支援 (B型)	14,208 人日	21,112 人日	15,552 人日	26,091 人日	16,896 人日	14,054 人日
	888 人 (74 人)	1,232 人 (128 人)	972 人 (81 人)	1,550 人 (137 人)	1,056 人 (88 人)	799 人 (141 人)
療養介護	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日
児童デイサービス (H24.4～児童 発達支援事業)	7,296 人日	2,066 人日	7,488 人日	2,050 人日	7,680 人日	932 人日
	76 人	70 人	78 人	90 人	80 人	70 人
短期入所	1,528 人日	1,515 人日	1,556 人日	1,626 人日	1,584 人日	703 人日
	28 人	112 人	30 人	115 人	32 人	117 人

※各年度3月31日現在、平成26年度は9月30日現在
 ※年間延べ人日分、年間延べ人数、()内は実人数
 ただし、児童デイサービス、短期入所については、支給決定者数
 資料：障がい福祉課

(3) 居住系サービス

(共同生活援助・共同生活介護)

利用希望者に対して、サービス提供が不足しており、市外のサービス提供事業所の確保も必要です。

(施設入所支援)

利用実績は増加しています。

■居住系サービスの計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助	108 人	66 人	132 人	63 人	156 人	130 人
	(9 人)	(6 人)	(11 人)	(6 人)	(13 人)	(25 人)
共同生活介護	204 人	208 人	264 人	225 人	300 人	19 人
	(17 人)	(16 人)	(22 人)	(20 人)	(25 人)	(19 人)
施設入所支援	372 人	361 人	384 人	389 人	396 人	200 人
	(31 人)	(34 人)	(32 人)	(36 人)	(33 人)	(35 人)

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ人日分、年間延べ人数、() 内は実人数

資料：障がい福祉課

(4) 相談支援

相談支援の実績値については、平成 25 年度において計画相談支援が 14 人、地域移行※支援が 0 人、地域定着支援が 1 人となっており、見込んでいた利用対象者が実際のサービス利用に結びつかなかったため、計画値と実績値に差が生じています。

■相談支援の計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援						
計画相談支援	30 人	3 人	60 人	14 人	111 人	26 人
地域移行支援	2 人	0 人	2 人	0 人	2 人	0 人
地域定着支援	2 人	(0 人)	2 人	1 人	2 人	1 人

※平成 24 年度～平成 25 年度：年間延べ人数、() 内は実人数

※平成 26 年度：月あたりの人数

資料：障がい福祉課

(5) 地域生活支援事業

(ア) 相談支援事業

利用希望者に対して、サービス提供ができています。障がい者相談支援事業の相談件数については増加傾向にあります。

■相談支援事業の計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
①相談支援事業						
ア障がい者相談支援事業	2 か所	2 か所	2 か所	3 か所	2 か所	3 か所
		2,952 件		4,134 件		2,464 件
イ地域自立支援協議会	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②成年後見制度利用支援事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
③障害者虐待防止センター	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
④基幹相談支援センター	実施予定	未実施	実施予定	未実施	実施予定	未実施

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
 ※年間延べ件数
 資料：障がい福祉課

(イ) コミュニケーション支援事業

平成 26 年 9 月末現在では 86 人の利用となっています。

■コミュニケーション支援事業の計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
コミュニケーション支援事業	138 人	96 人	138 人	239 人	138 人	86 人

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
 ※年間延べ人数
 資料：障がい福祉課

(ウ) 日常生活用具給付等事業

利用希望者からの申請に対し、迅速な給付決定に努めています。

■日常生活用具給付等事業の計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
①介護・訓練支援用具	6 件	1 件	6 件	4 件	6 件	0 件
②自立生活支援用具	19 件	9 件	19 件	15 件	19 件	7 件
③在宅療養等支援用具	15 件	18 件	15 件	15 件	15 件	9 件
④情報・意思疎通支援用具	15 件	6 件	15 件	10 件	15 件	11 件
⑤排泄管理支援用具	1,014 件	826 件	1,014 件	1,072 件	1,014 件	843 件
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1 件	2 件	1 件	1 件	1 件	2 件
⑦重度障がい者バリアフリー支援機器	1 件	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ件数

資料：障がい福祉課

(エ) 移動支援事業

障がいのある人の社会参加のために市の支給決定基準に基づいて希望者に速やかに支給しています。

■移動支援事業の計画と実績

区 分	平成 24 年度				平成 25 年度				平成 26 年度			
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値		実績値	
	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者
	利用時間		利用時間		利用時間		利用時間		利用時間		利用時間	
移動支援事業	24 か所	428 人	26 か所	416 人	26 か所	485 人	26 か所	492 人	28 か所	542 人	23 か所	239 人
	3,500 時間		3,429.5 時間		3,966 時間		4,046.0 時間		4,432 時間		2,127.5 時間	

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ件数

資料：障がい福祉課

(オ) 地域活動支援センター

地域活動支援センターの基礎的事業の実績値は計画値を下回っています。滋賀型の実績は平成 24 年度に比べ減少しています。

■地域活動支援センターの計画と実績

区 分	平成 24 年度				平成 25 年度				平成 26 年度			
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値		実績値	
	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者
基礎的事業	2か所	1,800人	2か所	1,588人	2か所	1,800人	2か所	1,461人	2か所	1,800人	2か所	639人
機能強化事業	2か所		2か所		2か所		2か所		2か所		2か所	
滋賀型	1か所	84人	1か所	84人	1か所	84人	1か所	48人	1か所	84人	1か所	24人

※各年度3月31日現在、平成26年度は9月30日現在
※年間延べ件数

資料：障がい福祉課

(カ) その他のサービス

(日中一時支援)

就学児童の長期休暇中及び放課後の利用ニーズが多くあります。見込み数値を上回る実績量ですが、市内に提供事業所が少ないため、十分提供体制がとれているわけではありません。

(その他のサービス)

ケアプランにより利用希望があると提供に向けての速やかな利用調整を行っています。

■その他のサービスの計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日中一時支援	131人	125人	153人	133人	175人	131人
訪問入浴サービス事業	2人	4人	2人	3人	2人	3人
更生訓練費・施設入所者就職支度金	2人	0人	2人	1人	2人	1人
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	400人	457人	400人	480人	400人	370人
点字・声の広報等発行事業	9人	9人	9人	9人	9人	8人
奉仕員養成・研修事業	31人	28人	32人	16人	33人	16人
自動車運転免許取得・改造助成事業	3人	5人	3人	9人	3人	1人
生活行動訓練事業	30人	23人	30人	14人	30人	未実施
芸術・文化開催事業	11人	10人	12人	10人	13人	10人

※実人数。

ただし、日中一時支援、訪問入浴サービス事業、更生訓練費・施設入所者就職支度金、自動車運転免許取得、改造助成事業については、支給決定者数
 ※各年度3月31日現在、平成26年度は9月30日現在
 資料：障がい福祉課

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「栗東市障がい福祉計画」の基本理念は、「栗東市障がい者基本計画」の基本的な考え方と共通のものとし、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちをめざして、計画の推進を図ります。

障害者基本法においては、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを前提に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

障がいのある人は、これまで保護されるべき人と考えられてきましたが、障害者基本法において権利の主体として位置づけが明確にされました。いつ、いかなるときにおいても人としての尊厳を保持されなければなりません。また、障がいのある人は、障がいがあるというだけでなく、社会との関係のなかで日常生活上に相当な制限を受ける人と定義されました。したがって、今後は、障がいのある人だけに自立や社会参加の努力を求めるのではなく、自立や参加を妨げている社会的障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、あらゆる人が孤立したり排除されたりせず、差別のない社会づくりに一層取り組んでいかなければなりません。

このような法改正などを背景として、本市においても、障がいの有無にかかわらず個性を尊重し合い、みんながともに支えあっていくような、地域社会における共生の実現をめざします。

『一人ひとりの個性が尊重され

みんながともに支えあう 共生社会の実現』

2 基本方針

計画の基本理念に基づき、以下の3つの基本方針（基本的な取組姿勢）を設定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、だれもが共生できる地域社会の実現をめざしながら、諸施策の推進を図ります。

障がいのある人の自立を実現する

障がいのある人一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会のなかで主体的に人生を送ることができるよう、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活の支援と雇用・就業の支援を進め、自立できる機会の確保に努めます。

障がいのある人が生きがいを実感できる

障がいのある人一人ひとりが、地域社会のなかでいきいきとした毎日を過ごすことができるよう、日常生活や社会生活を営む上での障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず様々な交流活動ができる機会の創出を進めます。

ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する

障がいのある人一人ひとりを取り巻く環境に合わせて、さらには成長や状態の変化にも対応しながら、関係機関の連携のなかで一貫した切れ目のない支援を提供し、地域社会における自立と生きがいを支えます。

第4章 サービス見込み量と確保のための方策

1 平成 29 年度の障がい福祉サービスの整備目標

(1) 地域生活に移行する福祉施設入所者数

目標設定の考え方

平成 29 年度末までに地域生活に移行する福祉施設入所者数については、これまでの実績や施設利用者の実情を踏まえ、平成 25 年度末時点の福祉施設入所者のうち 8 人 (30.8%) が地域生活へ移行することをめざします。

一方、福祉施設入所者数については、アンケート調査における利用ニーズやヒアリング調査での意見などをみても、福祉施設入所への希望は高く、また保護者の高齢化や保護者との死別による障がいのある人の独居の増加なども危惧されるなか、本市における福祉施設入所の状況は、十分とはいえないものとなっています。そのため、平成 29 年度末の福祉施設入所者数については、平成 25 年度末現在の入所者数から 4 名増の 30 人を目標とします。

項目	数値	考え方
福祉施設入所者数(A)	26 人	平成 25 年度末における福祉施設入所者数
平成 29 年度末の福祉施設入所者数 (B)	30 人	平成 29 年度末時点における福祉施設入所者数
【目標値】増減見込み (C)	4 人増	差引増減見込み数(A-B)
【目標値】地域生活移行者数 (D)	8 人(30.8%)	平成 29 年度末までに地域生活へ移行する人の目標数

(2) 地域生活支援拠点等の整備

目標設定の考え方

第4期障がい福祉計画における国の指針では、障がい者や障がい児に対して地域での生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応等）を集約する拠点等の整備を平成29年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上進めることが設定されています。

障がいのある人の高齢化・重度化等への対応や「親亡き後」を見据え、湖南圏域（栗東市及び草津市、守山市、野洲市の湖南4市）の広域的な取組により、地域生活支援拠点及び面的な生活支援体制の強化を図っていきます。

(3) 一般就労に移行する福祉施設利用者数

目標設定の考え方

本市では、これまでの実績を踏まえるとともに、市内企業の障がい者雇用への取組状況等を考慮した上で平成29年度において福祉施設から一般就労に移行する人については6人を目標とします。

項目	数値	考え方
平成24～25年度の平均一般就労移行者数	4.5人	平成24～25年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数の平均
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	6人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

(4) 就労移行支援※事業の利用者数

第4期障がい福祉計画における国の指針では、平成25年度末における就労移行支援※事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の就労移行支援※事業所を全就労移行支援※事業所の5割以上とすることが今回から新たに定められました。

各事業所における利用者の就労移行の状況や市内企業の障がい者雇用への取組状況等を考慮した上で、平成29年度末における福祉施設の利用者のうち、6割以上の方が就労移行支援※事業を利用することを目標とします。

項目	数値	考え方
平成25年度末の福祉施設入所者数	26人	平成25年度末における福祉施設入所者数
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	16人 (61.5%)	平成25年度末において就労移行支援事業を利用する人の数
平成29年度末の福祉施設入所者数	30人	平成29年度末時点における福祉施設入所者数見込み
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	18人 (60.0%)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人の数
【目標値】平成29年度における全就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	50.0%	平成29年度末において、全就労移行支援事業所のうち、利用者の就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合

2 障がい福祉サービス等の見込み量

(1) 訪問系サービス

①居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護

見込み量設定の考え方

訪問系サービスについては、現在、サービス利用につながっていない障がいのある人へのケアマネジメント*が今後、拡大されることが予想されます。その結果、訪問系サービス全体については、サービス利用が増加するものと見込んでいます。

個々の訪問系サービスについてみると、居宅介護については、これまでの実績や病院等からの地域生活への移行を考慮した上で、サービス量を見込みました。

また、重度訪問介護は、これまでの実績に加えて、重度の肢体不自由のある人の動向を踏まえ、行動援護については、これまでの実績を考慮し、重度障がい者等包括支援については、重度障がいのある人の地域生活支援のニーズを想定し、サービス量を見込みました。

同行援護は、これまでの実績に加えて、視覚障がいのある人の通院介助や移動支援の利用状況等を考慮した上で、サービス量を見込みました。

(単位：時間、人)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護、重度訪問 介護、行動援護	時間	15,519 時間	15,519 時間	15,519 時間
	利用者数	157 人	157 人	157 人
同行援護	時間	1,831 時間	2,024 時間	2,217 時間
	利用者数	19 人	21 人	23 人

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

見込み量設定の考え方

生活介護については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校※卒業生の動向や新規利用者等を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	18,329 人日	19,002 人日	19,675 人日
	1,041 人	1,079 人	1,117 人

②自立訓練※（機能訓練）、自立訓練※（生活訓練）

見込み量設定の考え方

自立訓練※（機能訓練）については、これまでの実績を踏まえるとともに、生活リハビリテーションのニーズを考慮して、サービス量を見込みました。自立訓練※（生活訓練）については、これまでの実績を踏まえた上で、精神障がいのある人のうち生活訓練を希望する方の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練（機能訓練）	478 人日	508 人日	538 人日
	32 人	34 人	36 人
自立訓練（生活訓練）	2,346 人日	2,564 人日	2,782 人日
	129 人	141 人	153 人

③就労移行支援*

見込み量設定の考え方

就労移行支援*については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校*卒業生等の新規利用者の動向や、一般就労へ移行する人や就労継続支援*へ移行する人の動向、市内企業の障がい者雇用への取組の動向等を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	2,008 人日	2,008 人日	2,008 人日
	143 人	143 人	143 人

④就労継続支援*（A型）、就労継続支援*（B型）

見込み量設定の考え方

就労継続支援*（A型）については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校*卒業生等の新規利用者の動向を考慮して、サービス量を見込みました。就労継続支援*（B型）については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校*卒業生等の新規利用者、一般就労へ移行する人や有期限サービス（自立訓練*や就労移行支援*）から移行してくる人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（A型）	3,577 人日	3,757 人日	3,938 人日
	198 人	208 人	218 人
就労継続支援（B型）	28,289 人日	29,114 人日	29,938 人日
	1,646 人	1,694 人	1,742 人

⑤療養介護

見込み量設定の考え方

療養介護については、これまでの実績を踏まえた上で、重症心身障がい者施設に入所している人の動向を考慮して、見込みました。

(単位：人日)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	13 人日	13 人日	13 人日

⑥短期入所*

見込み量設定の考え方

短期入所*については、アンケート調査やヒアリング調査において、障がいのある人を支援する家族によるレスパイト等の目的により利用ニーズは拡大しています。

サービス量については、これまでの実績やアンケート調査、ヒアリング調査の結果による利用ニーズ等を考慮して、見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所	1,646 人日	1,674 人日	1,701 人日
	119 人	121 人	123 人

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム※）

見込み量設定の考え方

介護者の高齢化等により在宅で暮らすことが難しくなった場合や自立をめざして地域生活へ移行する際の住まいの場として、共同生活援助(グループホーム※)は障がいのある人にとって、地域での安心した暮らしを実現させるために重要な役割を担っています。このようなサービスの重要性を踏まえた上で、整備の推進を検討していきます。

サービス量については、これまでの実績を踏まえた上で、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する障がいのある人の数等を考慮して、見込みました。

(単位：人/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	308 人	318 人	328 人

② 施設入所支援

見込み量設定の考え方

施設入所支援については、これまでの実績を踏まえた上で、新規利用者、病院や共同生活援助（グループホーム※）、介護者との同居等へ移行する人の数等を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	411 人	422 人	433 人

(4) 相談支援

見込み量設定の考え方

計画相談支援については、今後、障がい福祉サービス※を利用する人の増加が見込まれることから、計画相談支援を利用する人も増加すると考えられます。また、日常生活における様々なニーズが多様化すること等から、自身でサービス等利用計画を策定することが困難な障がいのある人のニーズに対応するため、相談支援の充実に努めることが必要とされています。

計画相談支援については、障がい福祉サービス※の支給決定者数の動向や支給決定者数のうち、継続的に計画相談支援が必要と考えられる人の数等を踏まえて見込みました。

地域移行※支援については、これまでの実績を踏まえた上で、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がいのある人のこれまでの状況を考慮して、サービス量を見込みました。

地域定着支援については、これまでの実績を踏まえた上で、地域生活へ移行する障がいのある人の動向に加え、地域生活へ定着するための支援が必要と思われる障がいのある人の数を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人/月)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	438 人	459 人	480 人
地域移行支援	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	2 人	2 人	2 人

3 地域生活支援事業の見込み量

(1) 相談支援事業

見込み量設定の考え方

一般相談支援^{*}委託事業所は、障がいのある人の自立支援を目的とした総合的な相談窓口です。障害者総合支援法^{*}の目的の実現化を図るとともに、行政や関係機関との連携を図り、相談機能やマネジメント機能の強化につなげ、障がいのある人の福祉の向上をめざします。

障害者虐待防止センターは、障がい者虐待に関する通報及び受理を行い、適切な処置につなげるとともに、養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障がいのある人の保護のため、障がいのある人及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行います。

自立支援協議会^{*}は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有しその課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

成年後見制度^{*}利用支援事業については、障がい福祉サービス^{*}の利用の観点から成年後見制度^{*}を利用することが有用であると認められる障がいのある人に対して成年後見制度^{*}の利用を支援します。

基幹相談支援センター^{*}は、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を実施できるよう、広域的な取組により、整備を検討します。

(単位：か所、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般相談支援委託事業所	3 か所	3 か所	3 か所
障害者虐待防止センター	1 か所	1 か所	1 か所
地域自立支援協議会	1 か所	1 か所	1 か所
成年後見制度利用支援事業	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センター	広域的な取組により、整備を検討		

(2) 意思疎通支援事業

見込み量設定の考え方

手話通訳者・要約筆記者の設置、派遣については、聴覚障がいのある人の動向を踏まえつつ、サービス量を見込みました。今後も聴覚障がいのある人が日常生活において、必要性の高い場面で円滑に対応できるよう、事業を推進していきます。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者数	2 人	2 人	2 人
実派遣件数 (延べ人数)	169 人	169 人	169 人

(3) 日常生活用具給付事業

見込み量設定の考え方

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

(単位：件)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①介護・訓練支援用具	6 件	6 件	6 件
②自立生活支援用具	20 件	20 件	20 件
③在宅療養等支援用具	17 件	17 件	17 件
④情報・意思疎通支援用具	13 件	13 件	13 件
⑤排泄管理支援用具	1,195 件	1,195 件	1,195 件
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2 件	2 件	2 件
⑦重度障がい者バリアフリー支援機器	1 件	1 件	1 件

(4) 手話奉仕員養成・研修事業

見込み量設定の考え方

手話奉仕員養成研修事業については、市民に手話を広め、聴覚障がいのある人への理解を深めるとともに、手話通訳者養成講座を実施し、手話通訳者の育成を進めます。実利用見込み者数については、これまでの実績や聴覚障がいのある人の動向等を考慮して、見込みました。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成・研修事業	30 人	30 人	30 人

(5) 移動支援事業

見込み量設定の考え方

移動支援事業については、アンケート調査やヒアリング調査において、サービスの利用ニーズが高まっているなか、希望時に利用することができない状況にあるとの意見が多くみられます。今後は多くの人々が円滑にサービスを利用できるよう、事業所の参入の促進を図ります。

サービス量については、これまでの実績を踏まえた上で見込みました。

(単位：か所、時間、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
移動支援事業	か所数	27 か所	28 か所	29 か所
	時間	4,367 時間	4,689 時間	5,010 時間
	利用者数	516 人	554 人	592 人

(6) 地域活動支援センター機能強化事業

見込み量設定の考え方

働くことが困難な障がいのある人が日中の活動の拠点の場として、地域活動支援センターは重要な役割を担っており、今後も事業が安定的・継続的に実施できるように支援する取組を行います。

実利用見込み者数は、これまでの実績に加えて、障がいのある人の動向や特別支援学校※卒業生等の新規利用者を考慮して見込みました。

(単位：か所、人)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①基礎的事業	か所数	2か所	2か所	2か所
	利用者数	1,600人	1,600人	1,600人
②機能強化事業	か所数	2か所	2か所	2か所
③滋賀型	か所数	1か所	1か所	1か所
	利用者数	20人	20人	20人

(7) 理解促進研修・啓発事業

見込み量設定の考え方

理解促進研修・啓発事業については、だれもが安心して暮らせる地域社会をめざし、市民の障がいに関する正しい知識と理解が深まるよう、事業の展開を検討していきます。

(8) 自発的活動支援事業

見込み量設定の考え方

自発的活動支援事業については、障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

(9) その他のサービス

見込み量設定の考え方

それぞれのサービスについて市のホームページ、広報等に提供するとともに「栗東市障がい福祉のてびき」でサービス周知を図り、利用を促進します。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援	150 人	160 人	170 人
訪問入浴サービス事業	3 人	3 人	3 人
更生訓練費・施設入所者就職支度金	2 人	2 人	2 人
スポーツ・レクリエーション教室等 開催事業	500 人	500 人	500 人
点字・声の広報等発行事業	9 人	9 人	9 人
自動車運転免許取得・改造助成事業	5 人	5 人	5 人
生活行動訓練事業	30 人	30 人	30 人
芸術・文化開催事業	10 人	10 人	10 人

4 障がい児支援サービスの見込み量

(1) 障がい児通所支援サービス

見込み量設定の考え方

障がい児通所支援サービスについては、アンケート調査やヒアリング調査等で障がい児の保護者からの利用ニーズが拡大していることや、障がい児数が増加していることを考慮すると、今後も拡大されることが予想されます。その結果、障がい児通所支援サービス全体については、引き続きサービス利用が増加するものと見込んでいます。

個々のサービスについてみると、児童発達支援については、これまでの実績を踏まえた上で、障がい児の動向や今後、障がいの早期発見への取組体制等を考慮して、サービス量を見込みました。

放課後等デイサービスについては、これまでの実績を踏まえた上で、障がい児の動向や特別支援学校※に在籍する児童数や今後の特別支援学級※数の動向等を考慮して、サービス量を見込みました。

医療型児童発達支援については、就学前の肢体不自由児や重症心身障がい児童の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	2,058 人日	2,058 人日	2,058 人日
	80 人	80 人	80 人
放課後等デイサービス	600 人日	700 人日	800 人日
	60 人	70 人	80 人
医療型児童発達支援	24 人日	24 人日	24 人日
	4 人	4 人	4 人

(2) 障がい児相談支援

見込み量設定の考え方

障がい児相談支援については、今後も障がい児の増加に伴い、拡大することが見込まれます。また、障がい児の多様なニーズに対応するために、専門的な相談支援が必要とされるため、相談支援の充実に努めることが必要とされています。

サービス量については、障がい児通所支援サービスの支給決定者数の動向や支給決定者等を考慮して、見込みました。

(単位：人/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障がい児相談支援	85 人	100 人	115 人

第5章 計画の推進

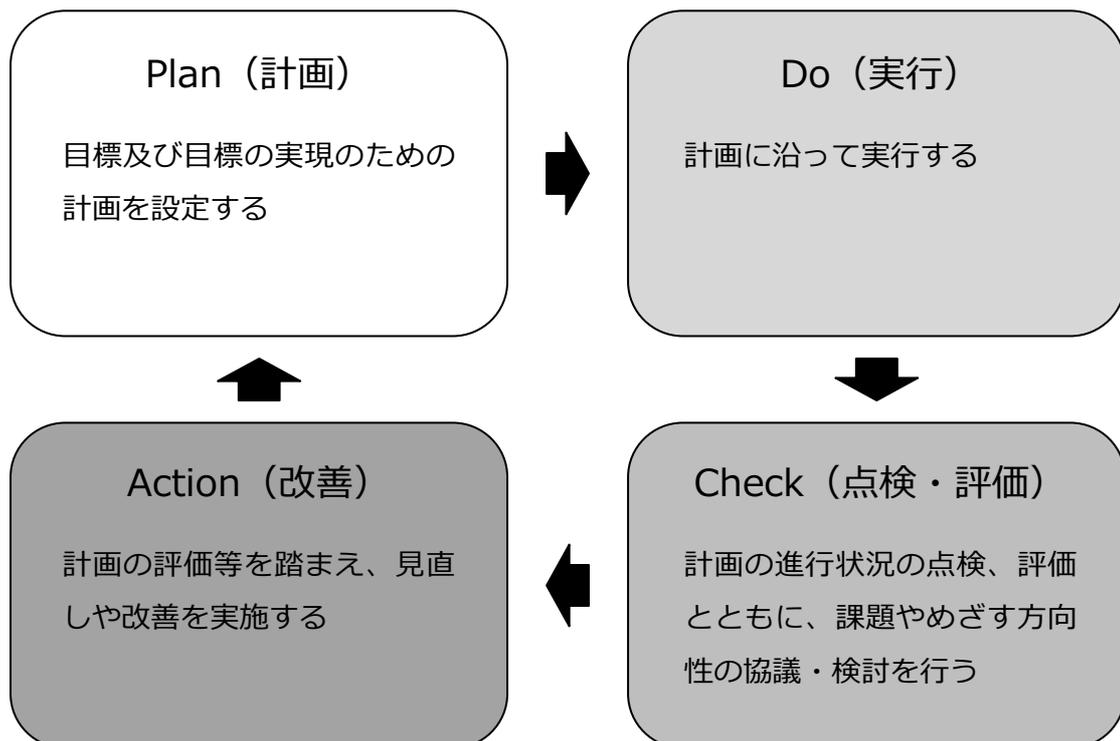
1 計画の推進体制

この計画は、障がいのある人への啓発やサービス提供が総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも係わる計画です。そのため、計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的に事業などを進める必要があります。

計画の進行管理においては、PDCA サイクル[※]の手法を活用することとし、「栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進検討委員会」において、その進捗状況の点検・評価を行い、さらに、毎年「栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会」において、計画の進捗状況やサービス見込み量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

また、栗東市障がい児・者自立支援協議会[※]と連携を図り、計画を推進していきます。

■計画の進行管理のPDCA サイクル



参考資料

栗東市障がい者基本計画及び栗東市障がい福祉計画 策定委員会設置要綱

平成26年3月25日

告示第52号

(設置)

第1条 障害者福祉を推進するために、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による栗東市障がい者基本計画（以下「基本計画」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による栗東市障がい福祉計画（以下「障がい福祉計画」という。）を策定するため、栗東市障がい者基本計画及び栗東市障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行う。

- (1) 第3期障がい福祉計画の検証に関すること。
- (2) 第2期基本計画案及び第4期障がい福祉計画案の策定に関すること。
- (3) その他基本計画案及び障がい福祉計画案の策定に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から第2期基本計画案及び第4期障がい福祉計画案を市長に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部社会・障がい福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

栗東市障がい者基本計画及び栗東市障がい福祉計画 策定委員会委員名簿

区分	所属		委員名
学識経験者	龍谷大学社会学部教授		委員長 村井 龍治
関係団体を 代表する者	市内事業所 代表	社会福祉法人パレット・ミル 常務理事	副委員長 中山 みち代
		おもや 所長	杉田 健一
	障がい者 団体代表	栗東市手をつなぐ育成会 会長	高畑 きぬ江
		栗東市障がい児者父母の会 会長	大屋 和代
	関係団体	湖南地域障害者生活支援センター あんず 相談課長	太田 珠美
		精神障害者地域生活支援センター 風 所長	黒木 稔
		栗東市社会福祉協議会 会長	黒田 元吾
		栗東市自治連合会 副会長	濱野 史恵
		栗東市民生委員児童委員協議会連合会 葉山東学区民児協会長	長谷川 すみ子
		湖南地域障害者働き・暮らし応援センター りらく センター長	河尻 朋和
関係行政 機関の職員	草津公共職業安定所 上席職業指導官		金谷 真佐男
	滋賀県南部健康福祉事務所 次長		草野 とし子
その他市長 が必要と 認める者	一般公募		太田 真弓
	一般公募		西尾 悦子

策定経過

開催日	内 容
平成26年6月23日	第1回栗東市障がい者基本計画・第4期栗東市障がい福祉計画策定委員会 ・アンケート調査について
平成26年7月14日～ 7月28日	アンケート調査実施
平成26年8月6日～ 8月25日	障がい者関係団体・関係事業所へのアンケート調査ヒアリング実施
平成26年10月20日	第2回栗東市障がい者基本計画・第4期栗東市障がい福祉計画策定委員会 ・アンケート調査、ヒアリングの結果について ・第3期栗東市障がい福祉計画の実績について
平成26年11月25日	第3回栗東市障がい者基本計画・第4期栗東市障がい福祉計画策定委員会 ・第2期栗東市障がい者基本計画素案（案）について ・第4期栗東市障がい者福祉計画素案（案）について
平成26年12月22日～ 平成27年1月16日	パブリックコメントの実施
平成27年2月6日	第4回栗東市障がい者基本計画・第4期栗東市障がい福祉計画策定委員会 ・パブリックコメントの報告 ・第2期栗東市障がい者基本計画（案）最終確認について ・第4期栗東市障がい者福祉計画（案）最終確認について

用語解説

あ行

一般相談支援

2012（平成 24）年 4 月から、障害者総合支援法への法改正により「相談支援」の定義が、基本相談支援・地域相談支援・計画相談支援に分けられ、基本相談支援及び地域相談支援の双方を行う事業を一般相談支援事業という。

か行

基幹相談支援センター

障害者総合支援法への法改正により、相談支援体制の強化を目的として 2012（平成 24）年 4 月から設置されることとなった機関。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等にかかわる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

グループホーム

障がいのある人が世話人等の支援を受けながら、地域で共同生活を営む住居。介護サービスを当該事業所の職員が提供する「介護サービス包括型グループホーム」と介護サービスを外部の居宅介護事業者等に委託する「外部サービス利用型グループホーム」がある。

ケアマネジメント

障がいのある人の多様なニーズを把握し、様々なサービス提供機関と調整を行いながら支援計画を作成し、適切なサービスを提供すること。

さ行

就労移行支援

65 歳未満の障がいのある人で、一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

就労継続支援

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

障がい者相談員

障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、障がいのある人の地域生活の支援、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力などを行う、市が委嘱し、活動している相談員。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障がいのあるなしにかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

障がい福祉サービス

個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定を行う支援。介護の支援を受ける「介護給付サービス」と訓練の支援を受ける「訓練等給付サービス」がある。

自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のための訓練を行う事業。

自立支援協議会

相談支援事業を適切に運営するとともに、障がい福祉を進める仕組みづくりに関する協議を行う場として、当事者団体、保健・医療・福祉・保育・教育・就労などの関係機関、市などで構成する協議会。

成年後見制度

知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力が十分でない人を不利益から守るために、本人を保護・支援する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、財産管理や契約などに関して本人の代わりに判断したり、同意や取り消しなどを行う制度。

た行

短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行う事業。

地域移行

障害者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神に障がいのある人を地域における生活に移行するための支援。

特別支援学級

障がいのある児童・生徒に学習や生活上の課題を踏まえた教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

特別支援学校

障がいにより学習や生活上の困難がある子どもに、手厚くきめ細やかな教育を行うために設置されている学校。

な行

難病

原因不明で、治療方針が未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけではなく、介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担が大きい疾病。

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

※アスペルガー症候群・・・知的障がいがない、あるいはほとんどないが、自閉症同様の「かかわり」「コミュニケーション」「こだわり」の障がいという3つの特徴を併せ持った発達障がい。

PDCA サイクル

様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法。計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結びつけ、その結果を次の計画に生かすプロセスのこと。

第4期栗東市障がい福祉計画

策定／平成27年3月

発行／栗東市健康福祉部障がい福祉課

〒520-3088

栗東市安養寺一丁目13番33号

TEL 077-551-0113

FAX 077-553-3678

E-MAIL shogai@city.ritto.lg.jp